

(令和6年10月29日発表)

## 職員の懲戒処分の発令

◆ 発令日	令6年10月29日(火)
◆ 内容など	本日、別紙資料のとおり、職員の懲戒処分を発令したので、公表します。
◆ 問い合わせ	別紙1 人事課人事第2係(静岡庁舎9階) 担当 杉山 電話 054-221-1009  別紙2 消防総務課(駿河区南八幡町消防庁舎) 担当 大石 電話 054-280-0132

別紙資料 有

## 報 道 資 料

### 職員の懲戒処分の発令について

令和 6 年 10 月 29 日付けで、下記職員に対し懲戒処分を発令しました。

#### 記

- 1 処分年月日  
令和 6 年 10 月 29 日
- 2 被処分者、処分内容及び処分事由  
会計室 主任主事 佐野 拓也 (36 歳) 男性  
【内容】 免職  
【事由】 信用失墜行為

#### (参考) 事案の概要

当該職員は、令和 5 年に、静岡県外において、未成年 (18 歳未満) の女性に対してわいせつな行為を行った。

※ 令和 6 年 7 月下旬頃、静岡県外の警察署から静岡市に連絡があり、本件事案が発覚した。

なお、当該職員は、逮捕はされておらず、令和 6 年 10 月上旬、強制わいせつ容疑で書類送検されている。

※ 被害者の保護の観点から、事案が生じた日付、場所、事案の詳細の公表は差し控えさせていただきます。

#### 総務局長コメント

今回、職員がこのような行為を行い、市民の行政に対する信頼を損ねたことに対して、深くお詫び申し上げます。

今後は、職員に対しては、なお一層の綱紀粛正を図るとともに、市民の皆様からの信頼を早期に回復できるよう努めてまいります。

令和 6 年 10 月 29 日

総務局長 おおむら あきひろ  
大村 明弘

## 報 道 資 料

令和 6 年 10 月 29 日

報道各社 様

静岡市消防局長

### 職員の懲戒処分発令について

令和 6 年 10 月 29 日付けで、下記のとおり懲戒処分を発令しましたので、内容等について公表します。

#### 記

- 1 該当職員  
消防局 一般職員 30 代 男性
- 2 事案の概要  
当該職員は、令和 6 年 2 月 28 日（水）17 時 30 分頃、静岡市清水区の自宅居室内において、被害者（妻）を複数回殴るなどの暴行を加え傷害を負わせた結果、同日 18 時 16 分に傷害の容疑で清水警察署に現行犯逮捕された。  
被害者（妻）の負傷程度は打撲等、全治 10 日程度である。
- 3 懲戒処分の事由  
地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号  
（法令等に従う義務違反、信用失墜行為）
- 4 懲戒処分の内容  
減給 10 分の 1（3 箇月）
- 5 懲戒処分年月日  
令和 6 年 10 月 29 日

#### 【消防局長コメント】

当局職員が市民の皆様の信頼を損なう行為を行ったことについて、深くお詫び申し上げます。

今後、職員に対して、職場の内外を問わず、なお一層の綱紀粛正を図るとともに、市民の皆様の信頼回復に向け、職員の服務規律の保持に取り組んでまいります。

令和 6 年 10 月 29 日

静岡市消防局長 いけだ 池田 よしあき 悦章